

緑の基本計画の改定について

緑の基本計画の概要

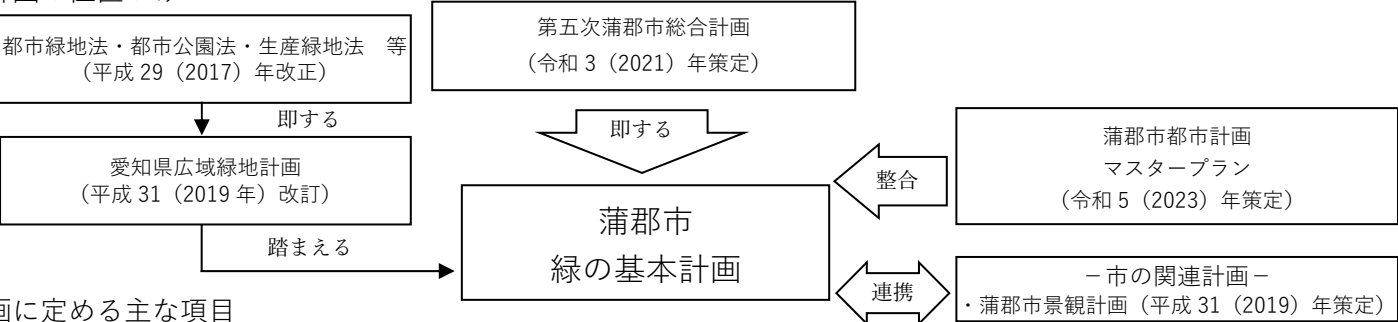
○緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく計画であり、都市の自然や地域の特性を把握した上で、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策などを定めることにより、都市公園の整備と併せて民有緑地の保全や都市の緑化を総合的かつ体系的に推進することを目的とした計画です。

○蒲郡市では、平成 7 年度に「緑の基本計画」を策定し、平成 2 2 年度に改定を行い緑の豊かなまちづくりを進めてまいりました。前回の改定から 10 年以上が経過しており、この間の社会状況の変化や都市緑地法の改正、上位計画である総合計画や愛知県広域緑地計画の見直しへの対応が必要となっていることから、これらを踏まえた計画の改定を行います。

今回の改定のポイント

○本計画は、市政の基本となる「第五次蒲郡市総合計画」に則するとともに、「蒲郡市都市計画マスタープラン」とも整合した内容とします。計画の実行性を高めるために緑に関連する計画と連携を図ります。

■本計画の位置づけ

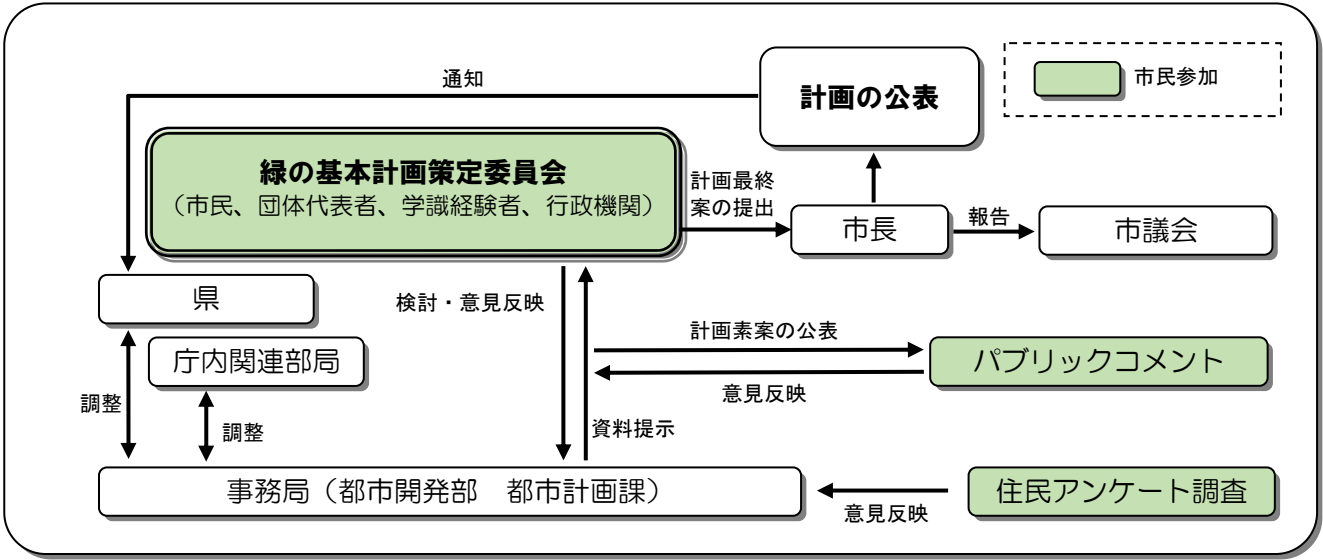


■計画に定める主な項目

計画期間	2025 年（令和 7 年）～2034 年（令和 16 年）
緑地の保全及び緑化の目標	都市の緑に関する課題などを踏まえ、「基本理念」「緑の将来像」「基本方針」を設定するとともに、「緑地の保全及び緑化の目標」を具体的な目標水準として示します。
緑地の配置方針	環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の系統別に緑地の配置方針を検討した上で、それらを総合的に調整し、総合的な緑地の配置及び都市緑化に関する計画を作成します。
緑地の保全及び緑化の推進のための施策	目標の実現に向けて「都市公園の整備と管理の方針」「都市公園を除く施設緑地の整備目標及び整備方策」「地域制緑地等の指定目標及び保全活用方策」「緑化の目標及び推進方策」などを定めます。
緑化重点地区における緑化の推進	都市のシンボルとなる地区などを緑化重点地区として設定※し、地区内における緑地の整備及び緑化の総合的な展開を図るための詳細かつ具体的な整備計画を定めます。 [※現行計画では「蒲郡駅南エリア」「ラグーナ蒲郡周辺エリア」を設定]
その他の法定計画事項	その他必要に応じて「特別緑地保全地区内の緑地の保全」「生産緑地地区内の緑地の保全」「保全配慮地区における緑地の保全」などに関する事項を定めます。

計画の検討体制

○計画策定に関連する検討組織の関係は以下のとおりです。策定委員会等でいただいた意見・提言を反映させながら検討を進めていきます。



現行「蒲郡市緑の基本計画」の概要

■緑の将来像テーマ『青い海と豊かな緑で笑顔になるまち がまごおり』

※現計画 P43 参照

■緑の基本理念
※現計画 P46 参照



■計画のフレーム
※現計画 41 ページ参照

目標年次は、上位計画である「第 4 次蒲郡市総合計画（計画期間：平成 23 年（2011 年）から令和 2 年（2020 年））」や「蒲郡市都市計画マスタープラン（計画期間：平成 19 年（2007 年）から令和 4 年（2022 年））」と整合させるため、およそ 10 年後の令和 6 年としました。

		現計画策定時 （平成 22 年）	目標値（令和 6 年）	実績値（令和 5 年）
蒲郡市全域 （＝都市計画区域）	面積（ha）	5,681	5,699	5,696
	人口（人）	82,108	80,000	79,538
市街化区域	面積（ha）	2,051	2,069	2,058
	人口（人）	71,243	70,000	69,949

※現行計画策定時（平成 22 年）の人口は、平成 17 年の国勢調査によります。

※実績値（令和 5 年）の人口は、令和 2 年の国勢調査によります。

■公園・緑地の配置方針
※現計画 P66 から P72 参照

種別		現計画策定時 (平成 22 年)	目標値 (令和 6 年)	実績値 (令和 5 年)
都市公園	街区公園	23 箇所/7.05ha	32 箇所/8.69ha	29 箇所/8.11ha
	近隣公園	5 箇所/7.03ha	8 箇所/12.90ha	6 箇所/8.03ha
	地区公園	—	—	1 箇所/5.90ha
	総合公園	1 箇所/5.90ha	1 箇所/5.90ha	—
	運動公園	—	—	—
	歴史公園	—	1 箇所/2.00ha	—
	広域公園	2 箇所/224ha	2 箇所/275ha	2 箇所/235ha
	広場公園	—	15 箇所/1.86ha	—
都市公園以外の 公園・緑地	都市緑地	1 箇所/1.90ha	7 箇所/2.89ha	2 箇所/1.91ha
	準都市公園	47 箇所/80.11ha	32 箇所/82.25ha	167 箇所/122.89ha
	その他の公共施設緑地	117 箇所/42.37ha	117 箇所/42.37ha	
地域制緑地	民間施設緑地	151 箇所/39.50ha	151 箇所/39.50ha	151 箇所/39.46ha
	自然公園	1,737ha	1,737ha	1,737ha
	農業振興地域農用地区域	731ha	731ha	714.6ha
	保安林区域	72ha	72ha	66ha
	地域森林計画対象民有林	1,720ha	1,720ha	1,714ha
	河川区域	18ha	18ha	18.08ha
	文化財	11 箇所/5.41ha	11 箇所/5.41ha	11 箇所/5.41ha
	その他	—	—	—

■緑のまちづくりの目標

・市街地の緑被面積
※現計画 P76 参照

		現計画策定時（平成 22 年）	目標値（令和 6 年）	実績値（令和 5 年）
市街化区域	区域面積	2,051ha	2,069ha	2,058ha
	緑被面積	463.26ha	482.00ha	391.45ha
市街地中心部	区域面積	280ha	280ha	280ha
	緑被面積	36.35ha	45.00ha	31.33ha

※緑被面積：緑の総量を把握するための数値の一つで、上空から見た水や緑に覆われている土地の面積のこと。

・月 1 回以上公園を利用している人の割合
※現計画 P77 参照

	現計画策定時（平成 22 年）	目標値（令和 6 年）	実績値（令和 5 年）
一般	41.7%	50%以上	31.2%
中学生	35.7%		

※平成 22 年実施のアンケート調査対象は総代会 34 名、小中学校 P T A 73 名、消防団 101 名、保父母 89 名、中学生 2 年生 235 名。計 532 名

※令和 5 年実施のアンケート調査対象は満 18 歳以上の市民で居住地（小学校区）毎の人口割合に応じて、調査票送付数を設定したうえで、無作為抽出 1700 人。

・蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の団体数・会員数
※現計画 P78 参照

	現計画策定時（平成 22 年）	目標値（令和 6 年）	実績値（令和 5 年）
団体数	16 団体	40 団体	40 団体
会員数	363 人	600 人以上	883 人

計画策定に当たっての主な留意点

（１）都市緑地法等の法改正への対応

○様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等が平成 29 年（2017 年）に改正されました。本計画改定に当たって、法律改正の内容に留意する必要があります。



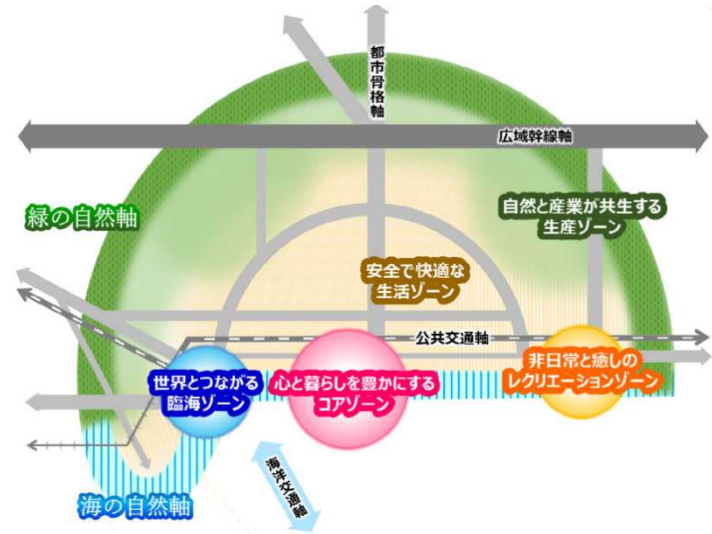
出典：国土交通省 HP

[第五次蒲郡市総合計画] 令和3年(2021年)6月策定

○第五次蒲郡市総合計画では、基本構想において「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ～君が愛する蒲郡～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けての視点や基本方針を空間的かつ概念的に表すものとして、将来都市構造を示しています。

[将来都市構造の概念図]

穏やかな三河湾と山並みからなる「自然軸」を土台として、蒲郡駅周辺の「心と暮らしを豊かにするコアゾーン」を中心に、まとまりのある各ゾーンが扇状に広がります。各ゾーンでは自然軸と調和した都市活動が行われ、「交通軸」によりつながり合うことで互いに影響し魅力を高め合っています。



○基本計画では、分野横断的に取り組む“まちづくり戦略”を「快適な生活環境の充実」「生涯活躍できる地域社会づくり」「人を引き寄せる持続可能な地域づくり」の3つの視点で位置づけています。このなかで、緑に関する内容として以下のような方針が示されています。

快適な生活環境の充実	- 三河港における海洋性レクリエーション拠点としての機能の充実 - 市のシンボル竹島が浮かぶ三河湾に面したまちの魅力をいかした居心地の良い空間をつくるため、「東港地区」の魅力ある地域づくり
生涯活躍できる地域社会づくり	- 様々なボランティア活動や地域活動等を通して、市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自覚を持てるような取組の推進 - 民間が行政サービスに参加する機会を創出し、民間の発想や多彩なノウハウをいかして、まちのにぎわい創出や市民や来訪者がすごしたくなるようなまちづくりの促進
人を引き寄せる持続可能な地域づくり	河川や三河湾、背後の山林の美化と管理を進め、市民が親しみやすいようにするため、観光や農林水産業、商工業などを最大限に活用

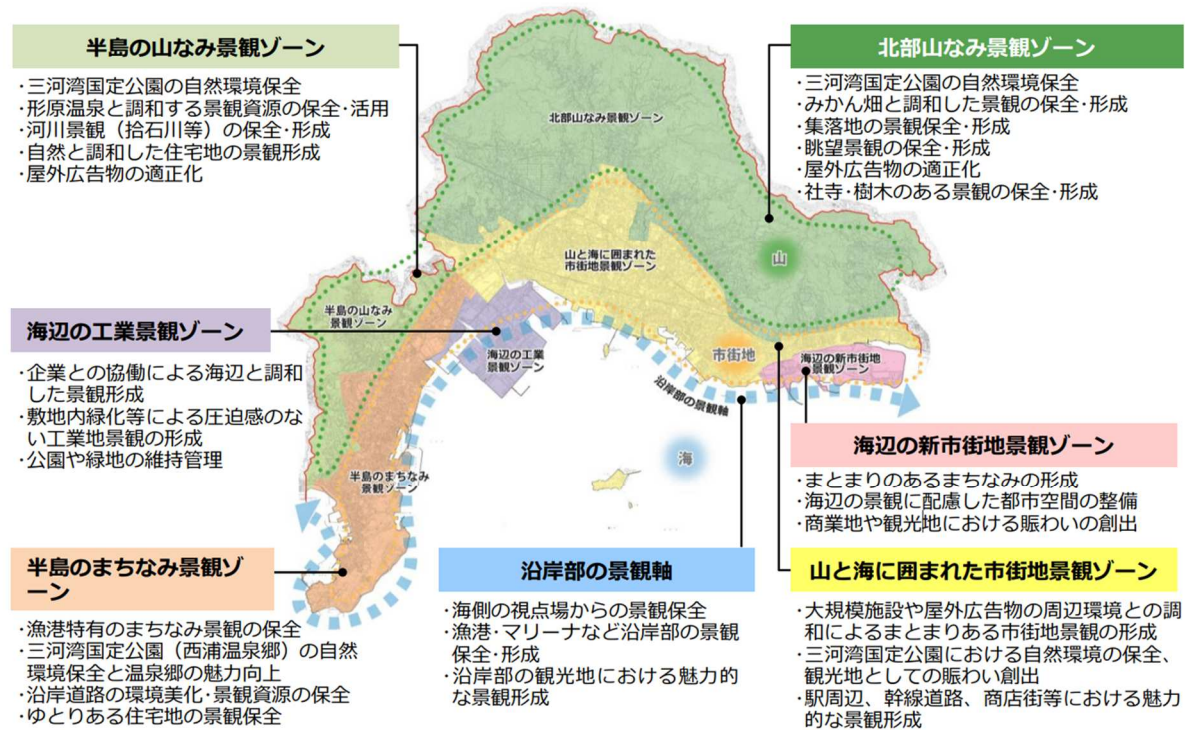
[蒲郡市都市計画マスタープラン] 令和5年(2023年)3月策定

○蒲郡市都市計画マスタープランでは、まちづくりの目標の一つである「豊かな自然を感じながら安心して過ごせるまち」の中で、『自然や文化的な地域資源の活用・保全』、『自然やまちなみと調和した景観形成』、『災害に対する安全確保』を掲げています。本計画では、緑の視点からこれらの目標達成に資する施策展開を図る必要があります。

○蒲郡市都市計画マスタープランでは、右図のように将来都市構造を定めています。「森林ゾーン」「農地ゾーン」では現存する緑の資源を保全・整備を推進する一方、「臨海交流ゾーン」「観光・レクリエーションゾーン」では観光振興や交流促進につながる魅力ある緑化を促進するなどの対応が求められます。

[蒲郡市景観計画] 平成31年(2019年)4月策定

○蒲郡市景観計画では、景観形成の基本方針として『豊かな自然環境と調和した景観づくり』『地域に息づく景観を継承する景観づくり』『豊富な景観自然・地形を活用した魅力を引き出す景観づくり』『人々の景観づくりの心を育てる取り組み』の4つを掲げた上で、下図のとおり、市域を6つの「ゾーン」と1つの「軸」に区分し、ゾーン別景観形成の方針を定めています。



将来都市構造図

